

別表六(十六)

「19」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

別表六(十六) 平二十九・四・一以後終了事業年度分

国際戦略総合特別区域の名称	1					
措法第42条の11第1項各号の該当号	2	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
特定国際戦略事業の内容	3					
資産区分	種類	4				
	構造、設備の種類又は区分	5				
	細目	6				
	取得年月日	7	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
	特定国際戦略事業の用に供した年月日	8	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
取得価額	取得価額又は製作価額	9	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	10				
取得額						
<p>「19」欄</p> <p>国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の11第2項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00301」</p> <p>③ 「適用額」欄：「19」欄の金額</p>						計 算
						円
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	13		当期税額控除可能額 ((14)と(16)のうち少ない金額)	17		
税額控除限度額 $((12) - (13)) \times \frac{12}{100} + (13) \times \frac{6}{100}$	14		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の⑬」)	18		
調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	15		法人税額の特別控除額 (17) - (18)	19		
機 械 設 備 等 の 概 要						